

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出3件（うち本院継続2件）であり、1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願4種類351件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

被災者生活再建支援法案は、阪神・淡路大震災被災者の生活再建状況の深刻な実態、自然災害被災者の生活再建のための公的支援制度の不備、全国レベルの各種団体からの公的支援制度整備の要請等を背景として、現行制度の運用では対応が困難な分野を補完し、被災者が自立した生活を開始できるよう、今後の自然災害を対象として、被災者の生活再建を公的に支援するための恒久的な法制度を確立することが重要であるとの認識に立ち、6会派共同提案で提出されたものであり、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、一定規模以上の自然災害により居住する住宅が全壊その他同等の被害を受けたと認められる世帯のうち、世帯主の年齢、世帯の収入合計額等一定の条件が合致する世帯の世帯主に対し、最高100万円の被災者生活再建支援金を支給しようとするものである。

委員会においては、生活再建支援金支給の理念、上限金額の設定の理由、阪神・淡路大震災を適用対象としない理由等について質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、多数をもって可決した。なお、阪神・淡路大震災の被災者に対し、本法の生活支援金に概ね相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること、を内容とする附帯決議を付した。

また、委員長から、附帯決議を踏まえ、阪神・淡路大震災復興基金により実施されている支援措置の適切な運用が検討されるよう期待する旨の発言があった。

このほか、**災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案**及び**阪神淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案**の両案について審査を行い、阪神・淡路大震災への適用についての見解、被災者の生活再建の現状と今後の課題、自然災害による個人財産の損害を税金で補てんすることについての見解、生活基盤回復支援金の上限額の根拠等について質疑を行ったが、両案とも審査未了となった。

〔国政調査等〕

3月13日、亀井国土庁長官から災害対策の基本施策について所信を、また、政府委員から平成10年度防災関係予算について説明をそれぞれ聴取した。

同月20日、質疑を行い、アジア防災センターの設立の経緯と活動内容、阪神・淡路地域の産業復興支援充実策と特定復興事業の内容、災害被災者の公的支援制度の創設についての見解、被災者の生活再建のための残された課題、災害対策基本法第1条「目的」、第3条「国の責務」についての認識等が取り上げられた。

なお、災害被災者支援については、国土庁長官から将来の災害に備えた被災者の支援については何らかの基金制度が必要であり、既に防災問題懇談会においても提言されているところであり、その提言を踏まえて検討している旨の答弁があった。

また、4月22日、災害被災者支援の在り方について参考人から意見を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成10年1月12日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年3月13日（金）（第2回）

- 災害対策の基本施策に関する件について亀井国土庁長官から所信を聴いた。
- 平成10年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年3月20日（金）（第3回）

- 防災体制の整備に関する件、被災者支援対策に関する件、雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件及び阪神・淡路大震災復興対策に関する件について亀井国土庁長官、政府委員、消防庁、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月3日（金）（第4回）

- 阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(第141回国会参第6号)について発議者参議院議員都築讓君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月10日（金）（第5回）

- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(第140回国会参第5号)
阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(第141回国会参第6号)
以上両案について発議者参議院議員栗原君子君、同都築讓君、同田英夫君、同本岡昭次君、同菅川健二君、同山下芳生君、同但馬久美君、同島袋宗康君、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月22日（水）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害被災者支援の在り方に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

作家・市民＝議員立法実現推進本部代表	小田	実君
防災科学技術研究所所長	片山	恒雄君
姫路獨協大学経済情報学部長	小室	豊允君
- 被災者生活再建支援法案(参第3号)について発議者参議院議員清水達雄君から趣旨説明を聴き、同君及び同芦尾長司君に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

(参第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成10年6月17日(水)(第7回)

- 請願第9号外350件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

被災者生活再建支援法案(参第3号)

【要旨】

本法律案は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものの自立した生活の開始を支援するため、これらの者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給するための措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 支援金の支給

- (1) 都道府県は、政令で定める自然災害により、その区域内において居住する住宅が全壊した世帯等の世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として、当該世帯に属する者の収入の合計額等に応じて、以下に掲げる額を超えない額の支援金を支給する。
 - ① 収入の合計額が500万円以下である世帯 100万円
 - ② 収入の合計額が500万円を超え700万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が45歳以上であるもの、収入の合計額が700万円を超え800万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が60歳以上であるもの、又は収入の合計額が500万円を超え800万円以下である世帯であって、総理府令で定める要援護世帯であるもの 50万円
- (2) 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託することができる。
- (3) 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

2 被災者生活再建支援基金

- (1) 被災者生活再建支援基金は、支援金を支給する都道府県に対するその支給額に相当する額の交付及び都道府県の委託による支援金の支給等の支援業務を行う。
- (2) 都道府県は、同基金に対し支援業務の運営に必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して拠出するほか、必要に応じて資金を拠出することができる。
- (3) 同基金の指定、運営等に関する所要の規定を設ける。

3 国の補助

国は、被災者生活再建支援基金に対し、都道府県に対する交付金の額及び同基金が支給する支援金の額の、2分の1に相当する額を補助する。

4 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、また、支援金の支給に関する規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降において、都道府県の被災者生活再建支援基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害の被災世帯について適用する。

5 検討

自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方について、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。

6 その他

その他所要の規定を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 阪神・淡路大震災から3年あまりが経過した。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は2万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいる。この阪神・淡路大震災の被災者に対し、一日も早く恒久住宅に入居し、生活再建ができるよう、被災地の復興基金事業として実施されている生活再建支援金などを含めて、本法の生活支援金に概ね相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
3	被災者生活再建支援法案	清水 達雄君 外6名 (10. 4. 21)	10. 4. 23	10. 4. 24	10. 4. 21	10. 4. 22 可 附帯決議	10. 4. 24 可 決	10. 4. 23 (予備)	10. 5. 14 可 附帯決議	10. 5. 15 可 決
140 / 5	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	田 英夫君 外5名 (9. 5. 20)			1. 12	未了				
141 / 6	阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案	都築 讓君 外4名 (9. 12. 9)			1. 12	未了				